人は正直でなければ生きていけない。これは孔子の持論です。でも正直なだけではとても生き辛い。これも孔子の持論でした。そこで必要となるのは「学ぶ」という行為です。「直を好んで学を好まざれば、其の蔽や絞す」〈陽貨第十七〉と孔子は言っています。「絞」とは窮屈になるということです。あるいは、人を苦しめる、という解釈もあります。

あるとき葉公(楚国、葉の地の長官)が孔子に次のように語りかけました。

「吾党有直躬者。其父攘羊。而子证之(Wú dǎng yǒu zhí gōng zhě。Qí fù ráng yáng。Ér zǐ zhèng zhī)(吾党に直躬なる者あり。其の父羊を攘む。而して子之を証す)〈子路第十三〉。私の村に、直躬という者がおります。父親が羊を盗み、その者がこれを証言しました、と。ここで言う「党」とは行政区分を表わす言葉で、500戸の集落を指します。直躬とは、ある正直者の二ックネームと思われます。正直者の躬さん、と言ったところでしょうか。「攘」とは紛れ込んできたものを占有することです。

ところで、孔子の生きた時代には、法という概念はありませんでした。法家の思想が起こるのは、ずっと後のことです。当時は、罪を犯した者があれば、権力を握る者がその権力の及ぶ範囲で、自分の裁量で刑罰を行っていました。そして、その刑罰が「礼」という社会基準にかなっているかどうか、それによって権力者の人間性と統治能力が問われる時代でした。「礼樂興らざれば則ち刑罰中らず」〈子路第十三〉と、孔子も言っています。

さて、話は葉公に戻りますが、葉公が言いたかったのは、自分の管轄する地域では、親が罪を犯せば、 実の子であってもこれを証言する、そういう公平 な統治が行われている、ということです。恐らく架 空の事件を持ち出して自分の統治能力を自慢した かったのでしょう。

これに対して孔子は次のように反論しています。「吾党之直者,异于是。父为子隐、子为父隐。直在其中(Wú dǎng zhī zhí zhě, yì yú shì。Fù wèi zǐ yǐn, zǐ wèi fù yǐn。Zhí zài qí zhōng)」(吾党の 直なる者は是に異なれり。父は子の為に隠し、子は父の為に隠す。直は其の中に在り)。私の村の正直者はそれとは違います。父親は子の為に隠し、子は父親の為に隠します。正直とはそういうものです、と。

孔子が考えた社会秩序の根幹は家族関係にありました。その中核を成すものは父子関係でした。母子関係もこれに準じます。それは情愛と理性が、生まれると同時に交錯する原点でもありました。この点に関して正直であること、天下の秩序はここから始まります。それを保証するのが「礼」でした。したがって刑罰に於いても親子が互いに相手を庇い合うのは正直であり且つ「礼」にかなった行為、ということになります。この「礼」は「学ぶ」ことによってはじめて身に付くものです。

ところで日本の現行刑法105条には、親族による犯罪に関する特例というのが設けられていて、「犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる」とあります。つまり親族同士が犯行を庇いあった場合は、罪にはなっても刑は免れる、ということです。ここにも長年にわたって重んじられてきた孔子の教えの痕跡を見ることができます。

ちなみに中国の現行刑法にはこういった条項は 見当たりません。

(わんりい「中国語で読む漢詩の会|講師)